

しまね長寿の住まいリフォーム助成事業補助金交付要綱
((財) 島根県建築住宅センター)

(趣旨)

第 1 この要綱は、財団法人島根県建築住宅センター（以下「建築住宅センター」という。）が実施するしまね長寿の住まいリフォーム助成事業の補助金の交付等について、しまね長寿の住まいリフォーム助成事業費補助金交付要綱（平成 21 年 8 月 5 日付け建第 735 号。以下「交付要綱」という。）及びしまね長寿の住まいリフォーム助成事業実施要領（平成 21 年 8 月 5 日付け建第 735 号。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、次により予算の範囲内で事業を実施するものとする。

(補助金交付の対象者及び補助金の額並びに限度額)

第 2 補助金の交付の対象者、補助金の額等は次に掲げるとおりとする。

補助金交付の対象者	県内に存する自ら居住する既存一戸建て住宅をバリアフリー改修する住宅の所有者
補助金の額及び限度額	バリアフリー改修に要する工事費の 23% 以内の額で、1 戸当たり 40 万円を上限とする。 ・ 増改築工事にあわせて行うものを含む。 ・ 20 万円以上のバリアフリー改修工事を補助対象とする。 ・ 補助金額の千円未満の端数は切り捨てる。

(補助金の申込み)

第 3 補助金を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、工事を着工するまでに、しまね長寿の住まいリフォーム助成事業補助金申込書（様式 1）（以下「申込書」という。）に関係書類を添えて建築住宅センターに補助金の利用を申し込むものとする。

2 前項に掲げる関係書類は、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 工事場所を記入した付近見取図
- (2) 工事概要を記載した平面図
- (3) 補助対象チェックシート
- (4) 該当部分の工事費の概算
- (5) 写真（工事予定箇所の状況）

3 建築住宅センターは、第 1 項の申込書を受理したときは、その申込み内容を審査のうえ、補助金利用予定者（以下「利用予定者」という。）を選定し、本人に通知（様式 2、3）するものとする。

(補助金の利用辞退)

第 4 利用予定者が補助金の利用を辞退する場合は、補助金利用辞退届（様式 4）により、直ちに建築住宅センターに届け出るものとする。

(補助金の交付申請)

第 5 利用予定者は、工事完了後、補助金交付申請書（様式 5）に関係書類を添えて、建築住宅センターに提出するものとする。

2 前項に掲げる関係書類は、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 工事概要を記載した平面図（申込時から変更がない場合は不要）
- (2) 補助対象チェックシート（申込時から変更がない場合は不要）
- (3) 工事費内訳書（補助対象部分の工事費内訳を記載したもの）
- (4) 請負契約書等契約額が確認できる書類の写し
- (5) 写真（補助対象部分の着手前状況及び完成状況）

（補助金の支払い）

第6 建築住宅センターは、補助金交付申請書を受理したときは、申請内容を審査し、検査員が現地を確認し適当と認めるときは、申請者へ交付決定を通知（様式6）するとともに、指定する口座へ速やかに補助金を振り込むものとする。適当と認められなかった場合は、申請者にその旨を通知（様式7）するものとする。

（その他）

第7 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成21年8月7日から施行する。